

学校法人青葉学園 監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法及び学校法人青葉学園寄附行為に基づき、監事が行う監査について必要な事項を定める。

(監事の基本的姿勢)

第2条 監事の職務は、業務監査、財産状況の監査及び理事の職務執行状況の監査を行うとともに、学校法人の健全な経営と発展のために学校運営全般にわたる監査を行う。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法人の業務の状況
 - (2) 法人の財産の状況
 - (3) 法人の理事の職務執行の状況
 - (4) 内部統制システムの体制整備の状況
- 2 前項第1号の監査対象には、教学関係の業務執行状況等を含む。

(監事の職務)

第4条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べることができる。

- 2 監事は、本法人の経営に関する重要な会議等にできる限り出席し、業務執行の状況を確認する。
- 3 監事は、必要と認めたときは、本法人及び設置学校における事務管理関係及び教学関係の会議や委員会等に出席し、業務執行の状況を確認することができる。
- 4 監事は、意見表明を行うため、必要な監査の証拠を入手し、十分な心証を得るまで監査を実施することができる。
- 5 監事は、効率的・効果的な監査を行うために、会計監査人と緊密な連携を保ち積極的な情報交換を行うことができる。
- 6 監事は、会計監査人から理事の職務執行に関して不正の行為、または、法令・寄附行為・諸規程等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事長に助言・勧告等の必要な措置を講ずることができる。
- 7 監事は、内部監査室と緊密な連携を保ち、監査上の必要性に従い報告を求め、また、特定事項の調査を依頼することができる。
- 8 監事は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果等を監査調書等

として作成・保管する。

(監事の調査権限)

第5条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又は子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(不正・違反行為への対応)

第6条 監事は、本法人の業務若しくは財産又は理事の職務執行に関し不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正行為がなされ、若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、理事長に対してその改善を求めるとともに、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告する。

- 2 前項の規定による報告が理事の職務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもって定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告する。
- 3 監事は、第1項の報告をするために必要があるときは、理事（理事会招集担当理事を定めた場合は理事会招集担当理事）に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。
- 4 監事は、前項の請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、自ら理事会又は評議員会を招集することができる。

(監事による理事の行為の差止め)

第7条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令や寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(情報の共有及び管理)

第8条 監事は、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めるものとする。

- 2 監事は、職務の遂行上入手した文書、書類、その他情報を適切に管理するものとする。

(監事監査の執行体制の確保)

第9条 監事は、監査の実行性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めるものとする。

- 2 前項の体制確保のため、監事は次に掲げる体制の整備について、理事長に要請することができる。
 - (1) 理事が職務執行の状況を監事に報告するための体制
 - (2) 監事監査を支援する補助職員の体制
 - (3) 監事の職務執行に要する費用の請求に関する事項

(監査計画)

第10条 監事は、監査上の重要性・適時性を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定するとともに、監事の常勤の有無、補助する要員や費用予算等の監査資源を総合的に勘案し、監査計画を作成する。

- 2 監事は、組織的、かつ、効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務執行の状況の監査)

第11条 監事は、本法人の業務が、法令・寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを検証する。

- 2 監事は、本法人の運営方針が建学の精神・理念及び社会の要請に沿って中長期的な視点から決定され、理事の職務執行を含む本法人の業務がこれに基づいて適正に執行されていることを検証する。
- 3 監事は、以下の事項について確認すべく、業務執行の監査を実施する。
 - (1) 理事会決議及び理事の意思決定が忠実義務や善管注意義務に基づき適切に行われていること。
 - (2) 理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時適切に理事会に報告し、理事会がその監督義務を適切に果たしていること。
 - (3) 理事長及び理事が業務の内部統制体制を適切に構築し運用していること。
 - (4) 本法人の中期計画及び事業計画が、本法人の運営方針及び各設置学校の教育方針に沿って適切に策定されていること。
 - (5) 教学にかかわる業務が本法人の運営方針及び各設置学校の教育方針に沿って適切に行われていること。

(財産の状況の監査)

第12条 監事は、会計業務が「学校法人会計規程」に準拠し、予算統制制度に基づいて執

行されていることを確認するとともに、予算管理も含めた資金収支・事業活動収支の適正性を検証する。

- 2 監事は、学校法人の保有する財産の維持管理・運用状況の適正性、妥当性を確認するとともに、年度末における資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性を検討し、会計事実と最終結果である計算書類等の照応関係を検証する。
- 3 監事は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務執行の状況を検証する。
- 4 監事は、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を検証する。

(監査報告書の作成及び提出)

- 第13条 監事は、本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況の監査結果についての意見を表明するため、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会へ提出しなければならない。
- 2 前項の監査報告書には、「監査の対象」、「実施した監査の概要」を記載し、「監査の結果」につき、意見を表明するものとする。

(監事監査状況の報告)

- 第14条 監事は、必要に応じて当該年度の監査の実施状況、重点監査項目に関する監査の結果及び特別に実施した調査等の経過及び結果を、理事会に報告し、必要な場合には、助言・勧告を行うものとする。

(事務の所管)

- 第15条 この規程に関する事務は、企画部で行う。

(規程の改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、大学経営会議の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。